

官報 号外

平成十七年七月八日

○ 第百六十二回 参議院会議録第一十九号

平成十七年七月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成十七年七月八日

午前十時開議

第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

すことが急務となつております。

この法律案は、このような必要性を踏まえまして提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国土総合開発法について、法律の題名を国土形成計画法に、計画の名称を国土形成計画に改めることとしております。また、国土形成計

画を、国土の利用、整備及び保全に関する施策の指針となる全国計画と、ブロック単位の地方ごとに国及び都府県等が適切な役割分担の下で、連携協力して地域の将来像を定める広域地方計画から成るものとしております。

第二に、海域の利用及び保全、環境の保全及び良好な景観の形成に関するなどを加えるなど計画事項を改めるとともに、地方公共団体による計画提案制度を創設することとしております。また、全国計画については、国土利用計画法に基づく国土利用計画全国計画と一体のものとして定めるものとしております。

第三に、広域地方計画制度の創設に伴い、各大都市圏の整備に関する計画を整理するとともに、各地方の開発促進法を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。池口修次君。

〔池口修次君登壇、拍手〕

○池口修次君 民主党の池口修次でございます。

冒頭、我が国におけるテロ防止対策について、急速質問を追加させていただきます。

昨日、ロンドンで公共交通機関における無差別テロが発生しました。まずは、犠牲になられたイギリス国民の皆様に心より哀悼の意を表したいと思います。

一般国民を巻き込んだ無差別テロは国際社会の平和と安定への挑戦であり、繰り返し引き起こされるこののような卑劣なテロ行為を全世界が協力して撲滅するために行動しなければなりません。我が国におけるテロ防止対策と決意を北側国土交通大臣にお聞きをいたします。

それでは、ただいま議題となりました総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表して質問いたします。

まず、最近の国土交通省にかかる重大な問題について、何点か国土交通大臣の認識をお伺いしたいと思います。

一点目は、先般発生したJR西日本福知山線列車転覆事故と、頻発する航空機関係の事故やミスといった大規模交通機関における事象の背景についてでございます。

私は、安全対策をなおざりにし、経済的な効率や自らの利益ばかりに偏重した経営姿勢がその根本原因ではないかと考えています。そして、今正に小泉内閣が、しゃにむに、なりふり構わず、國益を考えず、独り善がりで行つてゐる理念なき民営化・規制緩和路線の推進が、過当競争状態をつくり出し、単に効率と利益を優先し、安全面を軽視するといったゆがんだ企業姿勢と社会風土を

生んでしまっているのではないかでしょうか。内閣の一員としての大臣の認識をお伺いいたします。さらに、行政府も、交通運輸行政の監督者としての責任感、事後チェック体制や監督体制の意識が希薄になっていたのではないでしようか。交通運輸行政を所管される国土交通大臣の認識をお伺いいたします。

二点目は、先般、国土交通省が発注した公共事業の一つである橋梁工事で談合事件が発生しました。国土交通省は、発注者として真摯に反省するとともに、これまで講じてきた不正行為防止策の効果を直ちに検証する必要があると思います。今後、効果的な再発防止策をどのように講じていくつもりか、国土交通大臣の決意をお伺いします。

そもそも公共事業や公共サービスは、公共性に重きを置きつつ採算性とのバランスを図りながら適正な税の投入がなされるべきものであり、予算の執行に当たって常にコスト意識が必要なことは言ふまでもありません。このたびの事件発生に際し、入札価格の高止まりで税金を過大に支出したという認識が国土交通省には果たしてあるのかどうか、国土交通大臣の認識をお伺いいたします。

それでは次に、本法案の趣旨に沿つて質問させていただきます。

これまでの国土計画は、全国総合開発計画、いわゆる全総に基づいて立案されており、昭和三十七年十月に池田内閣が閣議決定した全総から、今回の国土計画体系の見直しの契機となつた、平成十年三月に橋本内閣が決定した二十一世紀の国土のグランドデザイン、いわゆる五全総まで、すべて閣議決定されてきました。

しかし、その成果について、平成十六年五月に報告された国土審議会の「国土の総合的点検」で

は、我が国の国土構造は、今なお東京と太平洋べルト地帯に偏った一極一軸構造が是正されているとは言い難く、地方圏では依然として過疎に苦しむ地域は多く、地方都市では中心市街地の空洞化の問題、大都市では密集市街地の整備改善などの課題が残されていますと、厳しい評価がなされています。

今回、改正案を策定するに当たり、小泉内閣として、これまでの五次にわたる全総計画をきちんと総括したのでしょうか。

これまでの計画における大規模開発の失敗の象徴的な事例を挙げれば、新全総における苦小牧東部大規模工業基地や、むつ小川原コンビナートは結果的に破綻に至ることになりました。四全総におけるリゾート構想ブームの過熱の結果は、多くの大規模施設が全国的にその残滓をさらすことになっています。昨今、無駄遣いの象徴として大きな問題となっています年金や郵政の大型リゾート施設も、大きく見ればその犠牲の一端なのではないでしょうか。

これまでの全総計画における失敗の数々については、その責任をだれも取らずに、後世にツケを回したのが実情なのです。今回、これまでの計画全体を大きく転換するに当たり、五次にわたるそれが全総計画について、小泉内閣としての評価とその反省点について具体的な答弁をお願いします。

さて、平成十年三月に橋本内閣によって閣議決定された五全総、すなわち二十一世紀の国土のグランドデザインは、投資の総額は示さず、投資の重點化、効率化の方向のみを提示するにとどまつておりましたが、それは、それまでに継続してきました一万四千キロの高速道路ネットワーク事業や整

備新幹線、首都機能移転などを始めとした巨大プロジェクトのために投資額が膨大過ぎて明示できなかつたというところが本音のところであるといふ話もあります。

政府は、今回の法改正で国土の開発に終止符を打ち、国土計画体系の軸足を、これまでの開発基調の量的拡大から、国土の利用、整備及び保全と

いう成熟社会型の計画へと大きく転換するものであります。あると強調していますが、なぜこのような事態になつたのか、大転換の理由について明確な説明を求めます。

また、今回の法改正によって、これまでの全総計画に基づき企画立案されてきた様々な公共事業の五か年計画は一体どのような扱いとなるのでしょうか。もしほどんとが継続ということならば、今回の計画も、法律の看板は替わっても中身は第六次全総計画と言つても過言ではありません。社会資本整備重点計画も含めて、事業継続中の計画の今後の扱いについて国土交通大臣の明確な方針をお尋ねいたします。

あわせて、道路特定財源についてお尋ねいたします。

先般の国土交通委員会で議論させていただきましたが、社会資本整備計画に基づいて平成十五年に五年間延長された自動車関係諸税の暫定税率の適用について、国土交通大臣と財務大臣との認識と今後の対応をそれぞれお尋ねいたします。

ところで、今回の改正案では、第三条の基本理念で、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、国は本来果たすべき役割を全うするとして、地方の主体的参加の重視をうたっています。一見、地方の主体的取組を尊重するかに見えますが、実態は果たしてどうなのでしょうか。

国土総合開発法では、開発計画は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画の三本立てとなつており、都府県総合開発計画と地方総合開発計画は地域の自主的判断で作成して国土交通大臣に報告すればよいものとされておりました。しかし、今回の法律改正で、国土形成計画は全国計画と広域地方計画の二本立てとなり、

備新幹線、首都機能移転などを始めとした巨大プロジェクトのために投資額が膨大過ぎて明示できなかつたというところが本音のところであるといふ話もあります。

政府は、今回の法改正で国土の開発に終止符を打ち、国土計画体系の軸足を、これまでの開発基調の量的拡大から、国土の利用、整備及び保全と

いう成熟社会型の計画へと大きく転換するものであります。あると強調していますが、なぜこのような事態になつたのか、大転換の理由について明確な説明を求めます。

また、今回の法改正によって、これまでの全総計画に基づき企画立案されてきた様々な公共事業の五か年計画は一体どのような扱いとなるのでしょうか。もしほどんとが継続ということならば、今回の計画も、法律の看板は替わっても中身は第六次全総計画と言つても過言ではありません。社会資本整備重点計画も含めて、事業継続中の計画の今後の扱いについて国土交通大臣の明確な方針をお尋ねいたします。

あわせて、道路特定財源についてお尋ねいたします。

先般の国土交通委員会で議論させていただきましたが、社会資本整備計画に基づいて平成十五年に五年間延長された自動車関係諸税の暫定税率の適用について、国土交通大臣と財務大臣のお考えをそれぞれお伺いいたします。明確な答弁をお願いいたします。

ところで、今回の改正案では、第三条の基本理念で、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、国は本来果たすべき役割を全うするとして、地方の主体的参加の重視をうたっています。一見、地方の主体的取組を尊重するかに見えますが、実態は果たしてどうなのでしょうか。

国土総合開発法では、開発計画は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画の三本立てとなつており、都府県総合開発計画と地方総合開発計画は地域の自主的判断で作成して国土交通大臣に報告すればよいものとされておりました。しかし、今回の法律改正で、国土形成計画は全国計画と広域地方計画の二本立てとなり、

の広域地方都市圏の区域を政令で決定することとなります。

加えて、改正案第十条の広域地方計画協議会に国の関係各地方行政機関を参加させることになりますが、これは国土交通省の各地方整備局を参加させ、国土交通省の関与を強めることがねらいではないかと勘ぐりたくもなります。

結果的に、地方の主体的参加の重視ではなく、逆に中央からの押し付けが強化されるということになるのではないかと勘ぐりたいと考へました。

私は、むしろ地方のことは地方が主体的に決め、計画を実行できるように、権限や財源の移譲等のきちんとした裏付けや、地方が自由に使えるファンドの設立等のインセンティブ付与を考えるべきではないかと思いますが、国土交通大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、小泉内閣の目指す国と地方の関係については、これまでどおりの中央集権型のままであるのか、それとも、私たち民主党がこれまで主張してきたように、地方のことは地方が責任を持つて決める地方主権型を目指すのか、ここではつきりとお示しいただきたいと思います。北側国土交通大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、改正案の第六条四項で「国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めるが、国土交通大臣のお考へをお尋ねいたしました。
「なぜ國会承認ではない」とされておりますが、なぜ国会承認ではないのでしょうか。
先ほど指摘したように、これまでの全総計画は、莫大な予算を投入してきたにしては、余りにその成果には見るもののがな過ぎるのではないでしようか。明示できる投資総額だけで一千五百

兆円以上、明示できないものも含めれば、それこそ想定もできないほどの巨額な予算が投入されています。

さて、その結果として、国と地方の長期破綻を来たした事業も数多く見られるのがその実態です。そして、その結果として、国と地方の長期債務残高は七百八十一兆円、国民一人当たり六百十二万円まで膨らみ、国民に、とりわけ次代を担う世代に大きな負の遺産を残すことになつてゐるのが現実です。この責任は、ひとえに、過去の全部計画を的確に評価することなく、将来展望も歯止めもなく血税をつぎ込んできた歴代内閣にあります。

民主党は、二年前の通常国会に、あるべき公共事業の理念、公共事業の地方への移管、事業計画の国会承認等を柱とした公共事業基本法案を提出させていただきましたが、残念ながら与党の皆さんの賛同が得られず、廃案となつてしましました。しかし、私は、国民の皆さんからお預かりした税金を原資とした貴重な予算を使い、国民生活の隅々にかかる計画の決定は、我々国会議員が責任を持って承認すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(北側一雄君) 最初に、テロ防止対策についてお尋ねがございました。

昨日、ロンドンで複数の地下鉄及びバスに対する爆破テロ事件が発生し、多数の死傷者が出来ました。このようなテロ行為は断じて許されないものであり、不幸にも犠牲になられた方々に心から哀悼を申し上げます。

人口減少が予測される中、あるべき国と地方の関係は、その上で、さらに、これまでのやり方についての真摯な反省と的確な現状認識、適正な将来見通し、適切な政策判断が必要不可欠と考えます。目指すべき国と地方の形と実現に向けた国土交通大臣の決意をお尋ねして、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣北側一雄君登壇、拍手)

一方、公共交通機関の安全は、最も基本的なサービスであり、国民の公共交通に対する信頼の根本を成すことから、国といたしまして、民間の行う事業や民間事業者に対し適切な規制を行うことにより、必要な安全等の確保を図っているところでございます。

また、民営化につきましても、例えば国鉄の場合、鉄道事業を健全かつ安定的に継続できる体制にするために行われたものでございますが、安全面につきましては、分割民営化後のJRは他の民間鉄道事業者と同じ規制となつているところでございます。

交通運輸行政の安全面のチェック・監督体制についてお尋ねがございました。

従来より、必要な立入検査の実施等により交通運輸事業者の監視・監督を行ふとともに、社会的規制について、科学技術の進歩や社会情勢の変化に的確に対応して不斷に見直しを行うことにより安全等の確保を図る必要があります。今回のような事故やトラブルを踏まえて、一層の安全の確保を図るため、立入検査の在り方、技術基準の見直し、ヒューマンエラーによる事故の防止対策等必要な施策について検討を進めているところでございます。

また、従来の監督行政の延長だけでなく、新たな監視、監督の手法や行政側の組織、体制の在り方についてお尋ねがございました。

次に、公共交通の民営化、規制緩和についてお尋ねがございました。

規制緩和につきましては、社会経済情勢等の変化に的確に対応いたしまして、国民生活の質向上させ、経済の活性化を図るという観点から、絶えず経済的規制などの見直しを行うことは必要であると考えております。

方などについても、現在検討を進めているところでございます。

いざれにしましても、公共交通に対する国民の信頼を回復すべく、公共交通の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

談合再発防止に向けての取組についてお尋ねがございました。

入札談合等の不正行為はあってはならないことございます。国土交通省といったしましては、これまででも、一般競争入札の導入、総合評価方式の導入、入札監視委員会の設置等の様々な対策を講じてきましたにもかかわらず、鋼橋上部工事の発注に関する入札談合事件が発生したことは誠に遺憾でございます。

今回の談合事件は、直轄工事について初めて刑事告発であること、その規模も非常に大きい工事分野であること、業界ぐるみと言われても仕方がないような事案であること等から、国土交通省といたしましてこれを厳しく受け止めまして、事務次官を委員長とする入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、外部の有識者からの意見を踏まえつつ、鋼橋上部工事に係る入札・契約の実態調査、これまでの対策の検証、さらに再発防止策の検討を行っているところでございます。公共工事への国民の不信感を払拭すべく、談合等の不正行為の再発を防止できるよう、今月の末を目途に効果的な対策を取りまとめてまいります。

談合により、税金が過大に支出されたとの認識があるかとのお尋ねがございました。

談合により発生した損害につきましては、地方公共団体発注の公共工事を中心に、五%から一〇%程度の損害額を認定する判例が蓄積されてきているところでございます。このため、国土交通省としては、施工条件等の異なる現場ごとの单品

生産である建設工事については、個々の事案についての談合による損害額の認定は困難であるという事情もあることから、談合があつた場合に、損害賠償額の予定として請負代金額の一〇%を支払うことをあらかじめ発注者と請負者との間の合意により定める違約金特約条項を平成十五年の六月から導入しているところでございます。

国土交通省発注の鋼橋上部工事につきましても、独禁法違反が確定した時点ですやかに違約金特約条項による損害賠償請求を行つてまいります。

これまでの全総計画の評価と反省点についてお尋ねがございました。

これまでの全総計画は、時代に応じた国土政策の基本方向を示し、工業や教育機関の地方分散など相応の効果を上げてきたものと認識をしております。しかしながら、東京圏への一極集中の継続、過疎問題の一層の深刻化が懸念されるなど、国土政策上の課題が引き続き残されているところでございます。

御指摘のあつた大規模開発につきまして、これまでの経済社会状況の変化に対応して隨時必要な見直しを行つてきたところでございますが、それを取り巻く環境は、今後、より厳しくなるものと予想をしております。

これを踏まえまして、開発を基調としたこれまでの国土計画から、国土の質的向上を図るために、個性ある地域の自立的発展を促して、国土全体としてのバランスの取れた発展を図つてまいりたいと考えております。

国土計画の転換した理由についてお尋ねがございました。

従来の国土計画は、人口の増加と右肩上がりの

経済成長を背景といたしまして、量的拡大を目指す開発中心の国土計画でございました。今回の改正に当たりましては、人口減少時代の到来や安定成長経済への移行といった時代の大きな変化を背景といたしまして、既存ストックの有効活用や国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定を目指す成熟社会型の国土計画への転換を図ることとしたものでございます。

社会資本整備重点計画などの今後の取扱いについてお尋ねがございました。

国土形成計画は、人口減少社会、成熟社会に対応した国土及び国民生活の将来像を提示し、国土の形成に関する総合的な指針を示す計画でございます。関係する計画等につきましても、その趣旨との調和を図るため、必要に応じて時代の要請に適合するよう見直しがなされしていくものと考えております。

御指摘の社会資本整備重点計画につきましては、法律上、国土形成計画との調和を図ることとされています。現在の社会資本整備重点計画は御指摘の社会資本整備重点計画につきましては、法律上、国土形成計画との調和を図ることとされています。現在の社会資本整備重点計画は平成十九年度までの計画となつておりますので、今後、計画を改定する際には、新たな国土形成計画との調和が図られるよう策定を進めていく考えでございます。

道路特定財源の暫定税率の見直しについてお尋ねがございました。

道路特定財源制度は、受益者負担の考え方に基づき、燃料の消費、自動車の取得及び保有に着目して自動車利用者に道路整備費の負担をお願いしているものでございます。道路特定財源は、これまで、道路投資の伸びに対応し、税の創設、拡充が図られてきているところでございます。

一方、国と地方の権限や財源の在り方につきましては、現在、三位一体改革を始めとした取組が進められているところでございますが、国土交通省といたしましても、従来から、地方への権限移譲、国庫補助負担金の改革などに積極的に取り組んでおり、地域の自主性、裁量性を高めることを基本に改革を実施してまいります。

地方にできることは地方に立地、国

官 報 (号 外)

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より反対の意見が述べられ、統いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕
〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
二百二十四
二百十五
九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長
角田
義一君
副議長
千景君
岩城
吉田
光英君
博美君
啓雄君
治子君
正勝君
公孝君
英利君
信夫君
中川
河合
野村
二之湯
中川
河合
野村
雅治君
智君
哲郎君
仁比
前川
小林
松岡
犬塚
松井
岩本
元ネン
マルティ君

議員	近藤	澤	浮島とも子君	西田	松	浜田	渕上	谷合	又市	征治君	正道君	岩永	浩美君	山本	保君	
佐藤	昭郎君	雄二君	遠山	清彦君	あきら君	昌良君	昭男君	貞雄君	信也君	溝手	龍二君	正俊君	国井	正幸君	三藏君	坂
渡辺	木村	山口那津男君	高野	博師君	孝男君	福本潤一君	福本	加藤修一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	景山俊太郎君	金田	勝年君	三浦	一水君
木崎	浅野	荒木	山崎	渡辺	仁君	潤一君	福本	弘友和夫君	清水嘉与子君	若林	正俊君	狩野	安君	水岡	俊一君	
草川	小野	魚住	山崎	木崎	正昭君	山谷えり子君	山谷	岸宏一君	鴻池祥肇君	泉	信也君	鈴木	浩幸君	又市	正幸君	
中村	段本	南野知恵子君	風間	正昭君	正昭君	えり子君	えり子君	岸宏一君	吉村剛太郎君	溝手	頭正君	金田	勝年君	近藤	正道君	
藤野	未松	信介君	草川	正昭君	正昭君	昭三君	昭三君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	正俊君	三浦	一水君	澤	洋子君	
西島	英利君	博彦君	昭三君	正昭君	正昭君	清子君	清子君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君	
岩城	治子君	治子君	正昭君	正昭君	正昭君	沢	澤	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君	
吉田	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
光英君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
博美君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
啓雄君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
治子君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
正勝君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
公孝君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
英利君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
信夫君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
中川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
河合	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
野村	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
二之湯	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
中川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
河合	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
野村	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
雅治君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
智君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
哲郎君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
仁比	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
前川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
小林	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
松岡	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
犬塚	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
松井	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
岩本	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								
元ネン マルティ君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	一水君	一水君	澤	洋子君								

議員	近藤	澤	浮島とも子君	西田	松	浜田	渕上	谷合	又市	征治君	正道君	岩永	浩美君	山本	保君		
佐藤	昭郎君	雄二君	遠山	清彦君	あきら君	昌良君	昭男君	貞雄君	信也君	溝手	頭正君	景山俊太郎君	金田	勝年君	三浦	一水君	
渡辺	木村	山口那津男君	高野	博師君	孝男君	福本潤一君	福本	弘友和夫君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	秦三君	景山俊太郎君	金田	勝年君	近藤	正道君
木崎	浅野	荒木	山崎	渡辺	仁君	渡辺	渡辺	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	秦三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
草川	小野	魚住	風間	木崎	正昭君	正昭君	正昭君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
中村	段本	南野知恵子君	南野	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
藤野	未松	信介君	未松	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
西島	英利君	博彦君	英利君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
岩城	治子君	治子君	治子君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君
吉田	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
光英君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
博美君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
啓雄君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
治子君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
正勝君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
公孝君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
英利君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
信夫君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
中川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
河合	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
野村	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
二之湯	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
中川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
河合	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
野村	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
雅治君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
智君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
哲郎君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
仁比	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
前川	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
小林	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
松岡	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
犬塚	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
松井	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
岩本	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							
元ネン マルティ君	岸宏一君	吉村剛太郎君	佐藤	泰三君	泰三君	泰三君	佐藤	泰三君	佐藤	泰三君							

官 報 (号外)

井上 哲士君	内藤 正光君	農林水産委員 辞任	外交防衛委員 辞任
浅尾慶一郎君	高橋 千秋君	補欠	補欠
谷 博之君	緒方 靖夫君		
小池 晃君	吉川 勝也君		
大江 康弘君	齋藤 効君		
和田ひろ子君	羽田雄一郎君		
家西 悟君	小川 勝也君		
市田 忠義君	吉川 春子君		
江田 五月君	吉川 輿石	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
柳田 稔君	佐藤 泰介君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
岡崎トミ子君	千葉 景子君	同日衆議院議長から、次の法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)	同日衆議院議長から、次の法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)
築瀬 進君	前田 武志君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
峰崎 直樹君	北澤 俊美君	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
財務大臣 谷垣 稔一君	中山 成彬君	独立行政法人住宅金融支援機構法案	独立行政法人住宅金融支援機構法案
文部科学大臣 尾辻 秀久君	北側 一雄君	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
厚生労働大臣 蓮実 進君	一雄君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
国土交通副大臣 尾辻 秀久君	一雄君	イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第三六号)	参議院議員福島みづほ君提出難民認定申請者の個人情報に対する守秘義務に関する質問に対する答弁書(第三二号)
副大臣 国土交通副大臣 尾辻 秀久君	蓮実 進君	同日次の質問主意書を奏上し、その旨衆議院に通知した。	参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰」九二号に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書(第三三号)
議長の報告事項	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	参議院議員津田弥太郎君提出リバースモーゲージの普及に関する質問に対する答弁書(第三五号)	参議院議員辻泰弘君提出イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問に対する答弁書(第三六号)
去る六月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	会社法	参議院議員津田弥太郎君提出リバースモーゲージの普及に関する質問に対する答弁書(第三五号)	参議院議員辻泰弘君提出イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問に対する答弁書(第三六号)
法務委員 辞任 野村 哲郎君	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日議長は、六月二十七日のロドウェル・ムニエンエインエンベ・マラウイ共和国国民議會議長の逝去に際し、ドロシイ・ラメツク・ムニイエンエインベ同議長夫人宛、弔電を発送した。	同日議長は、六月二十七日のロドウェル・ムニイエンエインベ・マラウイ共和国国民議會議長の逝去に際し、ドロシイ・ラメツク・ムニイエンエインベ同議長夫人宛、弔電を発送した。
財政金融委員 辞任 尾辻 秀久君	同日次の法律の一部を改正する法律案(閣法第五五号)	昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員 辞任 草川 昭三君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	外交防衛委員 辞任	外交防衛委員 辞任
西田 実仁君	同日次の法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	補欠	補欠
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	財政金融委員 辞任	財政金融委員 辞任
草川 昭三君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	前田 武志君	前田 武志君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	源幸君	源幸君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	喜納 昌吉君	喜納 昌吉君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	松下 新平君	松下 新平君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	喜納 昌吉君	喜納 昌吉君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	尾立 源幸君	尾立 源幸君
西田 実仁君	建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)	前田 武志君	前田 武志君

農林水産委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠

松下 新平君

国土交通委員

辞任

前田 武志君

補欠

尾立 源幸君

審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

郵政民営化政策推進についてのアメリカ政府の要請に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第37号)

同日議長は、一日のツエンディーン・ニヤムドルジ・モンゴル国国家大会議議長就任に際し、同議長宛、祝辞を発送した。

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

坂本由紀子君

厚生労働委員

辞任

前田 武志君

補欠

尾立 源幸君

国土交通委員

辞任

坂本由紀子君

補欠

野上浩太郎君

予算委員

辞任

前田 武志君

補欠

尾立 源幸君

議院運営委員

辞任

小林 正夫君

補欠

藤原 正司君

同日委員長から次の報告書が提出された。
建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

審査報告書

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年七月七日

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における建設業を取り巻く経済社会情勢の変化等にかんがみ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

五、建設業務労働者就業機会確保事業について

は、対象となる常用労働者の範囲について、不適切な運用が行われることのないよう厳正な制度運営を図ること。また、建設業法に基づき配置が義務付けられている主任技術者、監理技術者について、建設業務労働者就業機会確保事業が利用されることのないよう、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主等に対し指導を行ふこと。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算に九百三十二万円及び平成十七年度労働保険特別会計予算雇用勘定に二億六千四百六十九万円が、それぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

六、送出労働者に係る労働災害の発生の防止を図るため、法律に基づき安全衛生教育等が確実に行われるとともにに送出事業主、受入事業主及びその元請事業主において必要な措置が講じられること。また、送出事業主の倒産等により賃金未払が発生した場合には、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、引き続ぎ迅速に未払賃金の立替払を行うこと等により、送出労働者の保護を図ること。

七、建設技能労働者の高齢化を背景に、今後、若年者等の労働力の確保及び技能の承継が重要な課題となることを踏まえ、効果的な教育訓練の在り方について検討を行うとともに、技能の承継、向上に向けて支援の拡充を図ること。

八、常用労働者以外の建設労働者についても、引き続き雇用の改善に努めるとともに、いわゆる一人親方にいては、形式的には個人事業主であつても実態が雇用労働者である場合には労働関係法令の適用があることについて、引き続き周知・啓発を図ること。また、請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底を図るとともに、関係者に対し厳正な指導監督を行うこと。

七、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月三十日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 建設雇用改善計画(第三条・第四条)
第三章 建設労働者の雇用の改善等(第五条――第十二条)
第四章 事業主団体の作成する実施計画の認定(第十二条――第十七条)
第五章 建設業務有料職業紹介事業(第十八条――第二十三条)
第六章 建設業務労働者就業機会確保事業(第三十一条――第四十五条)
第七章 雑則(第四十六条――第四十八条)
第八章 罰則(第四十九条――第五十二条)
附則
第一章 総則
第一条中「建設労働者について、その」を「建設労働者の」に改め、「措置」の下に「並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を保事業の適正な運営の確保を図るための措置」を加え、「その雇用の安定に資すること」とを「建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ること」に改める。
第二条第一項中「建設事業」を「建設業務」に、「又はその準備の事業(国又は地方公共団体の直営事業を除く。)」を「の作業又はこれらの作業の準備

6 この法律において「事業主団体」とは、事業主を直接又は間接の構成員(以下「構成員」という。)とする団体又はその連合団体(法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。)であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。
7 この法律において「建設業務職業紹介」とは、事業主団体が、当該事業主団体の構成員若しくは構成員に常時雇用されている者を求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間ににおける建設業務に就く職業に係る雇用関係(期間の定めのない労働契約に係るものに限る。)の成立をあっせんすることをいう。
8 この法律において「建設業務有料職業紹介事業」とは、有料の建設業務職業紹介(建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でもその手数料又は報酬を受けないで行う建設業務職業紹介以外の建設業務職業紹介をいう。)を業として行うことをいう。
9 この法律において「建設業務労働者の就業機会確保」とは、事業主が、自己の常時雇用する建設業務労働者を、当該雇用関係の下に、か

10 この法律において「建設業務労働者就業機会確保事業」とは、建設業務労働者の就業機会確保を業として行うことをいう。
11 この法律において「送出労働者」とは、事業主が常時雇用する建設業務労働者であつて、建設業務労働者の就業機会確保の対象となるものをいう。
12 この法律において「建設雇用改善計画」とは、第二条の次に次の章名を付する。
13 第二章 建設雇用改善計画
14 第三条第一項中「以下第八条まで及び第十二条において」を「第九条及び第十条を除き、以下に、「に關し重要な事項」を「に關する重要な事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

15 第四章 事業主団体の作成する実施計画の認定(実施計画の認定)
16 第十二条 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構成員である事業主(以下「構成事業主」という。)が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置(以下「改善措置」という。)を一体的に実施するための計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適正である旨の認定を受けることができる。
17 第十二条及び第十三条を削り、第十二条の次に五章を加える。
18 第四章 事業主団体の作成する実施計画の認定
19 第四十三条第二号に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。

び構成員に常時雇用されている者の見込数その他厚生労働省令で定める事項

五 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあつては、当該構成事業主及び当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名又は名称その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するため適切なものであること。

三 前項第四号に規定する場合にあつては、事業主団体が法人格を有するものであること。

四 前項第五号に規定する場合にあつては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

五 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

(欠格事由)

第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくは第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和十二年法律第二百四十一号。以下「読み替え後の職業安定法」という。)の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
二 前条第一項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者
三 第二十七条第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
四 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六十二条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法
四 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務有料職業紹介事業に關しては、職業安定法第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建設業務に關する部分に限る。)の規定は適用しない。
五 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務労働者就業機会確保事業に關しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第十四条第一項第二号の規定は適用しない。
六 認定団体が、事業主団体でなくなつたとき。ただし、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
七 認定団体が、事業主団体でなくなつたときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定団体が事業主団体でなくなつたとき。
二 認定団体が前条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当しているとき。
三 第十二条第一項の認定に係る実施計画(第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第三
2 認定団体が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣は、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき。

四 認定団体又はその構成員が認定計画に従つて改善措置を実施していないと認めるとき。

四 第十二条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(職業安定法等の特例)

第十五条 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務有料職業紹介事業に關しては、職業安定法第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建設業務に關する部分に限る。)の規定は適用しない。

第十六条 厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徵収)

第十七条 厚生労働大臣は、認定団体に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 認定団体が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣は、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

官 報 (号外)

第五章 建設業務有料職業紹介事業

(建設業務有料職業紹介事業の許可)

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうと

する認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四 読替え後の職業安定法第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二条第一項の認定があつたことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めることにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他建設業務職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。(許可の基準等)

第十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認める

ときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従つて建設業務有料

職業紹介事業を行うものであること。

二 申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

三

個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四

前二号に定めるもののほか、申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

五

厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(手数料)

第二十条 第十八条第一項の許可を受けた認定団体(以下「建設業務有料職業紹介事業者」といふ。)は、次に掲げる場合を除き、建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 建設業務紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他の手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

三 建設業務有料職業紹介事業者は、前項の規定

にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるとときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

3 第一项第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該建設業務有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

5 第二十三条 第十八条第一項の許可の有効期間(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の終了する日)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた認定団体に係る認定計画に記載している建設業務有料職業紹介事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた認定団体に係る認定計画に記載している建設業務有料職業紹介事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき(当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経

て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第二十二条 第十八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第十八条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける認定団体に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第二十三条 第十八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の有効期間等)

第二十三条 第十八条第一項の許可の有効期間(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の終了する日)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた認定団体に係る認定計画に記載している建設業務有料職業紹介事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた認定団体に係る認定計画に記載している建設業務有料職業紹介事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規

定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき(当該変更前の実

過した後に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているとき)にあつては、

当該変更を受けている許可の(有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。

3 許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の(有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、当該許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新があつた場合において、当該申請が第十九条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

5 第十八条第二項から第四項まで及び第十九条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第二十四条 建設業務有料職業紹介事業者は、第十八条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定められた書類を添付しなければならない。

(号外)

報

<p>2 第十八条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合に応じ、許可証を交付しなければならない。(許可証の書換え)</p> <p>第二十五条 建設業務有料職業紹介事業者は、第二十三条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。</p> <p>(事業の廃止)</p> <p>第二十六条 建設業務有料職業紹介事業者は、当該建設業務有料職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第二十七条 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が次の各号に該当するときは、第十八条第一項の許可を取り消すことができる。</p>	<p>法若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>三 第二十二条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が前項各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて建設業務有料職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(許可の失効)</p> <p>第二十八条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により建設業務有料職業紹介事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき、又は第二十六条の規定による届出があつたときは、</p>
--	--

<p>第四条第七項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">第三十三条第一項</td><td style="width: 5%;">第一項</td><td style="width: 5%;">第三十三条第一項若しくは建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十八条第一項</td></tr> <tr> <td>第五条の五</td><td>求人の申込み</td><td>求人の申込み(建設業務に係るものに限る。)</td></tr> <tr> <td>第五条の六第一項</td><td>求職の申込み</td><td>求職の申込み(建設業務に係るものに限る。)</td></tr> <tr> <td>第三十二条の十一から第三十二</td><td>有料職業紹介事業者</td><td>建設労働法第二十条第一項に規定する建設業務有料職業紹介事業者</td></tr> <tr> <td>条の十五まで、第三十二条の十</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>六第一項及び第五十一条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第三十二条の十一第二項</td><td>前項</td><td>前項(同項に規定する建設業務に係る部分を除く。)</td></tr> <tr> <td>第三十二条の十二第一項</td><td>以下この条</td><td>建設業務に係るものに限る。以下この条</td></tr> <tr> <td>第三十二条の十四</td><td>第三十二条第三</td><td>建設労働法第十三条第四号イ又はロ</td></tr> <tr> <td>一号まで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>基づく命令</td><td>この法律の規</td><td>この法律又は建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>この法律若しくは建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)</td></tr> </table>	第三十三条第一項	第一項	第三十三条第一項若しくは建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十八条第一項	第五条の五	求人の申込み	求人の申込み(建設業務に係るものに限る。)	第五条の六第一項	求職の申込み	求職の申込み(建設業務に係るものに限る。)	第三十二条の十一から第三十二	有料職業紹介事業者	建設労働法第二十条第一項に規定する建設業務有料職業紹介事業者	条の十五まで、第三十二条の十			六第一項及び第五十一条			第三十二条の十一第二項	前項	前項(同項に規定する建設業務に係る部分を除く。)	第三十二条の十二第一項	以下この条	建設業務に係るものに限る。以下この条	第三十二条の十四	第三十二条第三	建設労働法第十三条第四号イ又はロ	一号まで			基づく命令	この法律の規	この法律又は建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)			この法律若しくは建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)	<p>法若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>三 第二十二条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が前項各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて建設業務有料職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(職業安定法の規定の読み替え適用等)</p> <p>第三十条 第十五条第一項に定めるもののほか、建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第二項から第六項まで及び第三十一条から第三十二条の十までの規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第二十九条 建設業務有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に建設業務有料職業紹介事業を行わせてはならない。</p>
第三十三条第一項	第一項	第三十三条第一項若しくは建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十八条第一項																																			
第五条の五	求人の申込み	求人の申込み(建設業務に係るものに限る。)																																			
第五条の六第一項	求職の申込み	求職の申込み(建設業務に係るものに限る。)																																			
第三十二条の十一から第三十二	有料職業紹介事業者	建設労働法第二十条第一項に規定する建設業務有料職業紹介事業者																																			
条の十五まで、第三十二条の十																																					
六第一項及び第五十一条																																					
第三十二条の十一第二項	前項	前項(同項に規定する建設業務に係る部分を除く。)																																			
第三十二条の十二第一項	以下この条	建設業務に係るものに限る。以下この条																																			
第三十二条の十四	第三十二条第三	建設労働法第十三条第四号イ又はロ																																			
一号まで																																					
基づく命令	この法律の規	この法律又は建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)																																			
		この法律若しくは建設労働法(第五章の規定(第二十条を除く。)に限る。)																																			

2

建設業務有料職業紹介事業者に行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、建設業務有料職

業紹介事業者を雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第三章の規定を適用する。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
(許可の欠格事由)

法第一百二条第一項又は第三百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第三百八十四条(同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは

三 個人情報を適正に管理し、及び送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可を

しないときは、遅滞なく理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)

第三十四条 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、建設業務労働者就業機会確保事業

を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許
されない

可証を、建設業務労働者就業機会確保事業を行

う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならぬ

۶۲

3 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したとき

は、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出

（許可の条件）
て、許可証の再交付を受けなければならぬ。

第三十五条 第三十一条第一項の許可には、条件

2 前項の条件は、第三十一条第一項の許可の取
を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は 第二二二条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実

前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所との当該事業に係る送出労働者の数、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額その他建設業務労働者の就業機会確保に関する事項を記載しなければならない。

くは第七十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第二百二条第一項、第一百三十二条の二、第一百四条第一項（同

の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を行うものであること。
- 二 申請者が、当該建設業務労働者就業機会確

(許可の条件) て、許可証の再交付を受けなければならない。

第三十五条 第三十一條第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
前項の条件は、第三十一條第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実

な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける構成事業主に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十六条 第三十一条第一項の許可の有効期間

官 報 (号 外)

(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主以下「送出事業主」という。)に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四

条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき(当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているときには、当該変更を受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前

に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。

3 許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあっては、当該変更を受けた許可の有効期間)の満了

後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

(許可証の書換え)

5 第三十八条 送出事業主は、第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載

事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

6 第三十九条 送出事業主は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

7 第四十一条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき、又は第三十九条の規定による届出があつたときは、当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る第三十三条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の失効)

8 第四十二条 送出事業主は、自己の名義をもつて、他人に建設業務労働者就業機会確保事業を行わせてはならない。

(契約の内容)

9 第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約(当事者の一方が相手方に對し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいふ。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労

第37条 送出事業主は、第三十三条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を実施していないと認めるとき。

4 この法律、読替え後の職業安定法、読替え

後の労働者派遣法(第二章第四節の規定を除く。)、職業安定法若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれら

の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

官 報 (号 外)

労働者の人数を定めなければならない。

一 送出労働者が従事する建設業務の内容

二 送出労働者が建設業務労働者の就業機会確保に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他建設業務労働者の就業機会確保に

係る送出労働者の就業(以下「送出就業」といふ。)の場所

三 送出事業主の雇用する送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者(以下「受入事業主」という。)のため

に、就業中の送出労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 建設業務労働者の就業機会確保の期間及び時間

五 送出就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 送出労働者から苦情の申诉を受けた場合における当該申诉を受けた苦情の処理に関する事項

八 建設業務労働者就業機会確保契約の解除に

当たつて講ずる送出労働者の就業の機会の確

保を図るために必要な措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令

で定める事項

(労働者派遣法の規定の読み替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する

派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する

派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号又は第三号	第二十六条第五項	第一項	第一項	第一項	労働者派遣契約
第十六条第二項	前項第四号に掲げる労働者派遣の期間(第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「建設労働法」という。)第四十三条第一項に掲げる建設業務労働者の就業機会確保の期間(第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。)	第三十四条第一項第二号及び第三十九条	第一項第一号イ	第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨	建設労働法第四十三条第一項の許可を受けている旨	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十六条第三項	前二項	労働者派遣契約	第四十八条第一項	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号	建設労働法第四十三条第一項	建設労働法第四十三条

第五十条及び第五十一条第一項	この法律	労働者派遣法第六条第一項	労働者派遣法第二十の施行	建設労働法第四十三条	建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)の施行	建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)の規定に限る。)の施行	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十六条第三項	同条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約(以下「建設業務労働者就業機会確保契約」という。)	この法律(前章第四節の規定を除く。)又は建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)又はこれに基づく命令の規定	この法律又はこれに基づく命令の規定	建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)の施行	この法律(前章第四節の規定を除く。)若しくは建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)又はこれらに基づく命令の規定	この法律(前章第四節の規定を除く。)若しくは建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)又はこれらに基づく命令の規定	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十六条第三項	前項及び建設労働法第四十三条	この法律(前章第四節の規定を除く。)又は建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)	この法律(前章第四節の規定を除く。)又は建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)	建設労働法第四十三条	建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)の施行	建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。)の施行	建設業務労働者就業機会確保契約

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用に関する特例)

第四十五条 受入事業主がその指揮命令の下に労働させる送出労働者の当該建設業務労働者の就業機会確保に係る就業に関しては、当該送出事業主を当該受入事業主の請負人とみなして、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定

(同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係に係るものに限る。)を適用する。

第七章 雜則

(権限の委任)

第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、

その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができ

る。

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に対する適用除外)
第四十八条 前三章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

官 報 (号 外)

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に处罚する。

一 偽りその他不正の行為により、第十八条第一項の許可、第二十三条第三項の規定による

許可の有効期間の更新、第三十一条第一項の許可又は第三十六条第三項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

二 第二十七条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十九条又は第四十二条の規定に違反した者

四 第二十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

七 第二十六条又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定に違反した者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十八条第二項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第二項(第二十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十八条第三項(第二十三条规定第五項において準用する

目次中「労働者派遣事業」を「労働者派遣事業等」に改める。

場合を含む。)若しくは第三十一条第三項(第三十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

第五章第四号中「(以下「労働者派遣事業」といふ。)」を「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十二号)以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)に改める。

第三章の四を次のように改める。

第三章の四 労働者派遣事業等

第四十七条の二 労働者派遣事業等に関する法律は、労働者派遣法及び港湾労働法並びに建設労働法の定めるところによる。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年七月七日

文教科学委員長 亀井 郁夫
参議院議長 扇 千景殿

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的な動向等を踏まえ、短期大学が短期大学卒業者に対し学位を授与するものとするとともに、大学等における教育研究の活性化等の観点から、現在の助教授に代えて准教授の職を設け、現在の助手のうち、主として教育研究を行う職として助教の職を設け、主と

(号外) 報官

して教育研究の補助を行ふ職を引き続き助手とする等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、優秀な若手研究者を養成・確保し、もつて、我が国の教育研究水準の維持・向上を図るため、若手研究者の教育研究の機会、環境の整備に努めること。特に、大学等においては、助教と助手の任用に際し、各人の能力や業績を公正・適切に評価するとともに、助教を教育研究活動に積極的に活用することとし、また、政府においては、ポストドクタル制度、科学研究費補助金の拡充など若手研究者に対する積極的な支援や自立性向上のための施策に一層努めること。

二、各大学等においては、大学等の個性や学問分野等の特性を十分考慮し、教員の役割分担や養成、組織的な連携体制等が確保されるよう、適切な教員組織の確立に努めること。

三、大学教員等の資格等については、大学における教育研究の活性化、優れた人材の養成、諸外国の動向等も踏まえ、その在り方について今後

とも検討を行うとともに、特に、助手については、キャリア・パスについて積極的な検討を進めるここと。

四、短期大学については、これまで果たしてきた専門的職業教育、資格取得教育、生涯学習機会の提供、地域社会への貢献等の機能を重視し、

教育改革への取組に対する支援を充実するなど、教育研究水準の維持・向上に努めること。

また、各短期大学においては、学位の質を確保するため、自己点検・評価等による教育研究の改善・充実に一層努めること。

五、高等専門学校が、早期体験重視型の専門教育等の特色ある教育により優秀な人材を輩出し、

また、地域の教育拠点として高い評価を得てい

るところにかんがみ、その教育水準の維持・向上及びその教育内容を学術の進展に即応させるた

めに必要な研究に対する支援を行ふとともに、

専攻科の充実にも努めること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)の一

部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「研究科」の下に「又は第六十九条の二第二項の大学の学科」を加え、同項第三号を削り、同項

第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条

第五項中「並びに同項第二号の学科の分野の変更」を削る。

第五十八条第一項中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第五十八条第六項中「教授は」の下に「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて」を加え、同条第七項及び第八項を次のように改め

る。

第六十九条の二第七項を削る。

第七十条の七第一項中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第七十条の七第四項及び第五項を次のように改める。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第五十八条第九項中「助教授」を「准教授」に改め、同条第七項の次に次の一項を加える。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第六十八条の二第一項中「第五十二条の大学に限る」を「第六十九条の二第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

短期大学は、文部科学大臣の定めるところに限り、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

第六十八条の二中「助教授」を「准教授」に改める。

第六十九条の二第七項を削る。

第七十条の七第一項中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第七十条の七第四項及び第五項を次のように改める。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助手は、その所属する組織における教育の円

滑な実施に必要な業務に従事する。

第七十条の七第六項中「助教授」を「准教授」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六十八条の二及び第六十九条の二の改正規定並びに附則第三条、

第六条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第八条第一項第一号中「第六十八

条の二第三項第二号」を「第六十八条の二第四項第二号」に改める改正規定に限る。)第九条及び第十条の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定については、この法律の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法第六十八条の三
二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第
四十二条、第四十二条(判事補の職権の特例

等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十
六号)第一条第二項において準用する場合を

含む。)及び第四十四条

三 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第
十九号別表

四 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)
第九条及び第十条

五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十
九号)別表

六 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第
五条

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和二十五年法律第百二十三号)別表精神医
学の項

八 税理士法第八条

九 放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七
号)第四十一条の二十六

十 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十
八年法律第百五十二号)第十条

十一 建築物における衛生的環境の確保に関する
法律(昭和四十五年法律第二十号)第七条の
四

一二 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)
別表の一の項

十三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)
別表

十四 住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成十一年法律第八十一号)第四十七条及び
第六十四条

十五 産業技術力強化法(平成十二年法律第四
十四号)第十六条

十六 マンションの管理の適正化の推進に関する
法律(平成十二年法律第百四十九号)別表第
一

(短期大学士の学位に関する経過措置)

十七条 この法律による改正前の学校教育法第六
十九条の二第七項の規定による準学士の称号
は、この法律による改正後の学校教育法第六十
八条の二第三項の規定による短期大学士の学位
とみなす。

(裁判所法等の一部改正)

十八条 次に掲げる法律の規定中「助教授」を「准
教授」に改める。

一 裁判所法第四十一条第一項第六号及び第四
項、第四十二条第一項第六号及び第四項並び
に第四十四条第一項第五号

二 檢察庁法第十八条第一項第三号

三 公認会計士法第九条第一項第一号及び第二
号並びに第十条第一項第四号

四 屋外広告物法別表

五 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百
四号)第二条第一項第二号

六 弁護士法第五条第一号

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
別表精神医学の項

八 放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律(昭和四十一条の二十六第二号)イ
九 不動産の鑑定評価に関する法律第十条第二
項第一号から第三号まで

十 建築物における衛生的環境の確保に関する
法律第七条の四第一項第二号イ

十一 警備業法別表の一の項

十二 介護保険法別表

十三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第
九条第一号及び第六十四条第一号

十四 マンションの管理の適正化の推進に関する
法律別表第一

十五 法科大学院への裁判官及び検察官その他
の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
(平成十五年法律第四十号)第一条及び第三条
第一項

十六 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
(平成十六年法律第六十三号)第十五条第一項
第十五号

十七 教育公務員特例法等の一部改正

十八条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一
号)第二条第二項

二〇 公立の大学等における外国人教員の任用等
に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八
十九号)第二条第一項

二一 産業技術力強化法第十六条第一項第一号

官 報 (号外)

四 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第七十三条

(教育職員免許法の一部改正)

第六条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項第一号中「準学士」を「短期大学士の学位又は準学士」に改める。

附則第九項の表、別表第一、別表第二及び別

表第二の二中「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

(税理士法の一部改正)

第七条 税理士法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第六十八条の二第四項第二号」に、「助教授」を「准教授」に改め、同項第二号中「助教授」を「准教授」に改める。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

第八条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「助教授」を「准教授、助教」に改める。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 助教の職に就けるとき。

(税理士法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 税理士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正

する。

附則第四項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第十六条第一項第二号中「第六十八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に改める。

八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に改める。

加治屋義人君

狩野 安君

柏村 武昭君

金田 勝年君

河合 常則君

岸 宏一君

北岡 秀二君

斎掛 哲男君

倉田 寛之君

小泉 昭男君

小斎平敏文君

鴻池 祥肇君

佐藤 泰三君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 政二君

田浦 直君

山東 昭子君

椎名 一保君

未松 信介君

吉田 博美君

若林 正俊君

山本 一太君

吉村剛太郎君

山本 順三君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

景山俊太郎君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

松村 龍二君

三浦 一水君

溝手 顯正君

矢野 哲朗君

山崎 力君

山崎 正昭君

山谷えり子君

山本 順三君

山本 一太君

吉田 博美君

若林 正俊君

山本 一太君

吉村剛太郎君

山本 一太君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

長谷川憲正君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

若林 正俊君

山崎 力君

山崎 正昭君

山谷えり子君

山本 一太君

吉村剛太郎君

山本 一太君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

若林 正俊君

山崎 力君

長谷川憲正君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

若林 正俊君

山崎 力君

山崎 正昭君

山谷えり子君

山本 一太君

吉村剛太郎君

山本 一太君

南野知恵子君

林 芳正君

藤井 基之君

保坂 三藏君

舛添 要一君

加納 時男君

片山虎之助君

木村 仁君

亀井 郁夫君

松田 岩夫君

若林 正俊君

山崎 力君

反対者氏名		九七名	
足立	信也君	浅尾慶一郎君	平田 健二君
朝日	俊弘君	伊藤 基隆君	広田 一君
家西	悟君	池口 修次君	藤末 健三君
犬塚	直史君	前川 清成君	福山 哲郎君
岩本	司君	大石 正光君	藤本 祐司君
小川	勝也君	江田 五月君	前田 武志君
小川	勝也君	小川 敏夫君	大仁田 厚君
尾立	源幸君	水岡 俊一君	太田 豊秋君
大江	康弘君	森 ゆうこ君	岡田 直樹君
大塚	耕平君	柳澤 光美君	魚住 汎英君
加藤	敏幸君	山下八洲夫君	泉 信也君
北澤	俊美君	蓮 航君	荒井 勝人君
郡司	彰君	若林 秀樹君	廣中和歌子君
小林	元君	市田 忠義君	平野 達男君
佐藤	泰介君	紙 智子君	秋元 真人君
佐藤	雄平君	小林 美恵子君	中川 義雄君
櫻井	充君	仁比 聰平君	鶴保 庸介君
島田智哉子君	主濱 了君	大田 昌秀君	中曾根弘文君
田名部匡省君	田村 秀昭君	黒岩 宇洋君	中村 博彦君
津田弥太郎君	千葉 景子君	又市 征治君	西島 啓雄君
高橋	千秋君	福島みづほ君	中島 博彦君
内藤	正光君	角田 義一君	常田 敬三君
西岡	武夫君	日程第二 学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	常田 享詳君
白 真勲君	羽田雄一郎君	辻 泰弘君	中川 雅治君
西岡 武夫君	那谷屋正義君	谷 博之君	大石 敏夫君
白 真勲君	林 久美子君	辻 泰弘君	武見 敬三君
賛成者氏名		二二五名	
青木 幹雄君	阿部 正俊君	日程第二 学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	秋元 愛知治郎君
秋元 愛知治郎君	司君		
伊達 忠一君	田村 田浦	岸 宏一君	伊達 忠一君
伊達 忠一君	田村 田浦	岸 信夫君	田村 田浦
竹中 平蔵君	田中 関口	岸 信夫君	田中 関口
竹中 平蔵君	田中 関口	岸 信夫君	田中 関口
尾立 源勝君	小川 岩本	岸 信夫君	小川 岩本
尾立 源勝君	小川 岩本	岸 信夫君	小川 岩本
大石 正光君	小川 岩本	岸 信夫君	大石 正光君

官 報 (号 外)

小兒・幼児に対する向精神薬の投与に関する 再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年六月二十二日

広中和歌子

幼稚に対し、「塩酸メチルフェニデート錠」（商品名「リタリン」）を始めとする向精神薬投与の実態について、答弁書の中で「把握していない」と回答している。政府は、同研究の報告を受けているのか。受けているとすれば、同研究で示されているはずの向精神薬投与の実態について、なぜ内容を「把握していない」のか明らかにされたい。

小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する再質問主意書

去る五月三十一日に提出した「小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する質問主意書」については、六月十日に内閣から答弁書が提出されていが、その答弁内容には納得できない点があるのを、再度以下質問する。

四、厚生労働省ホームページ「厚生労働科学研究費のあらまし」によると、同補助金事業の研究成果は「行政施策への反映」、「国民の健康水準の向上」に役立つことになっている。政府が本当に「把握していない。」のであれば、同研究に補助金として投入された税金は無駄遣いにならないのか。また、同研究の成果はどのように「行政施策への反映」、「国民の健康水準の向上」に役立てられているのか、予算措置、具体的な施策を示されたい。

厚生労働省は平成十五年度に石川洋一氏を主任研究者とする「小児薬物療法におけるデータベースネットワークのモデル研究について」(以下「同研究」という。)を「厚生労働科学研究費補助金事業(以下「同補助金事業」という。)として採択

この平成十五年度の同研究に対する補助額は
している。

この平成十五年度の同研究に対する補助額はいくらか。また、同年度以外の同研究に対する

補助額は、各年度それぞれいくらか。

一、同研究の研究対象と研究成果はどのようなものか示されたい。

二、政府は学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害

政府は学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など「発達障害児」に該当する小兒・

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

名はほとんどが注意欠陥多動性障害(ADHD)など「発達障害児」に対するものであつたと理解している。公的病院においてさえ、製薬会社自身が「投与しないこと」としている小児等に対し、向精神薬が投与されている現状について、政府としてどう考え、対処するのか。また、全国の病院に対して改めて小児等に対する向精神薬の投与の実態を調査する考えはないか。

六、政府は答弁書で「我が国において薬物治療等により児童が自殺に追い込まれた実例があるかどうかは、把握していない。」としているが、改めて実例があるかどうか調査をする考えはないか。

右質問する。

官 報 (号 外)

参議院議員広中和歌子君提出小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する再質問に対する答弁書
平成十五年度に厚生労働科学研究費補助金の交付を決定した石川洋一氏を主任研究者とする

「小児薬物療法におけるデータネットワークのモデル研究について」(以下「本研究」という。)の当該補助金の額は、八百十円である。また、同年度以外の本研究に対する当該補助金の額については、平成十三年度は千円であり、平成十四年度は九百万円である。

二について

本研究の対象は、小児科領域における医薬品の適応外使用(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の規定に基づく製造販売の承認(以下単に「承認」という。)を受けた医薬品の承認外の効能、効果等を目的とする使用をい

う。以下同じ。)の改善及び小児科領域の医薬品の治験・臨床試験の推進に資するため、小児薬物療法におけるデータネットワークモデルを構築するための基礎資料を作成し、その有用性と問題点を検証することであり、本研究の成果

は、三十二施設の協力を得て医療現場からインターネットを利用して臨床情報を収集するデータネットワークモデルが構築され、その有用性等が示されたことである。

四について

本研究の対象は、小児科領域における医薬品の適応外使用の改善及び小児科領域の治験・臨床試験の推進に資するため、小児薬物療法におけるデータネットワークモデルを構築するための基礎資料を作成し、その有用性と問題点を検証することであり、政府は、本研究について報告を受けていることから、発達障害児に対する向精神薬投与の実態を把握していないことを

もって、本研究に対する補助金が「無駄」であることはならないと考えている。また、小児科領域における医薬品の適応外使用への対応を目的として平成十七年度予算に計上した小児に対する薬物療法の根拠情報収集事業のデータ収集において、本研究の成果が活用できることか

受けているところである。しかしながら、分担研究においては、調査対象医療機関が限定され

ており、また、分担研究は発達障害児(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。)に対する向精神薬の使用状況の調査を直接

五について

医薬品の添付文書は、薬事法第五十二条の規定に基づき医師等の医療関係者に対して必要な情報を提供する目的で作成されるものであり、添付文書において小児等に対し「投与しないこと(安全性が確立していない)」と記載されたと

しても、個々の医師の判断による医薬品の適応外使用が禁止されているものではないが、医師が医薬品の適応外使用を行う場合は、医師は、患者に適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めた上で、患者の状態、現在得られている医学的知見等も踏まえた専門的な判断により、個々の事例に即して適切に医薬品の適応外使用を行なうべきであると考えている。政府においては、医学的知見を踏まえた小児に対する医薬品の適応外使用の改善等のための環境整備が重要と考えており、本研究もその一環として行なっているものである。

なお、今後、発達障害者(発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者をいう。)に対する適切な支援方策の在り方を考える中で、「小児等に対する向精神薬の投与の実態」を把握するための調査が可能かどうか検討してまいりたい。

六について

自殺した児童について、その原因が薬物治療において、本研究は「行政施策への反映」、「国民の健

であるかどうかの特定は極めて困難であると考
えており、お尋ねの調査をすることは考えてい
ない。

難民認定申請者の個人情報に対する守秘義務
に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成十七年六月二十二日

福島みづほ

参議院議長 扇 千景殿

難民認定申請者の個人情報に対する守秘義務
に関する質問主意書

我が国には、昭和五十六年に批准した「難民の
地位に関する条約」に基づき、難民及び難民申請
者に対する守秘義務が徹底されることとは、極めて
重要であると考える。

以上の観点により、出入国管理及び難民認定法
に基づく難民認定申請者の個人情報に関して適切
な取扱いがなされているかを明らかにしたいた
め、以下質問する。

一 難民認定申請者の個人情報を知ることができ
る公務員が個人情報の秘密を守る義務は、どの

ような法令によつて定められているか。その内
容を具体的に示されたい。

二 難民認定申請者の個人情報を知ることができ
る公務員の範囲は、どのような法令によつてど
のように明確になっているか。具体的には、難
民調査官と法務大臣以外にだれがいるのか示さ
れたい。

三 難民認定手続に関与する通訳人が、難民認定
申請者の個人情報の秘密を守る義務は、どのよ
うな方法によつて確保されているか。秘密保持
契約又は業務委託等契約中の守秘義務条項によ
る場合には、平成十六年中の難民認定手続にお
ける通訳人の数及びそのうち契約を締結してい
た人数を明らかにされたい。また、通訳人との
間で締結した契約の種別(例えば「秘密保持契
約」「業務委託契約」など)及び具体的に守秘義
務を課し、あるいは守秘義務の履行を確保する
措置を講じた条項の文言を示されたい。

四 出入国管理及び難民認定法上の入国者収容所
及び収容場に収容されている者の個人情報につ
いては、送還の執行をする準備として当該被收
容者国籍国の大天使館あて渡航證明書等旅券の代
わりとなる書類の発給を要請する場合に開示さ
れることがある。

1 旅券の代わりとなる書類の発給を要請する
場合以外に、法務省機関が第三者(当該被收
容者の国籍国政府機関を含む。)に開示するこ
とがあるか。開示することがある場合、その
内規などとの基準があるか。ある場合、その具
体的内容を示されたい。

2 旅券の代わりとなる書類の発給を要請する
場合以外に、法務省機関が当該被收容者の國
籍国政府機関に開示した場合、その記録は残
されているか。残されている場合、平成十二
年一月一日以降の記録中、被收容者本人の申
出に基づく開示を除く開示事例を具体的に示
されたい。

五 外国人に対する送還の執行をするに当たつ
て、当該被收容者国籍国大使館あてに、旅券の
発給、更新又は渡航證明書等旅券の代わりとな
る書類の発給を受ける手続を行う場合、法務省
職員が当該被收容者国籍国大使館に対し、当該
外国人が日本において難民認定申請をした者で
あることを伝える行為を禁じる法令、通達又は
内規などの基準があるか。ある場合、その具体
的内容を示されたい。

六 平成十七年五月十六日以後につき、難民審査
参与員は、難民認定申請者の個人情報の秘密を
守る義務をどのような方法によつて課せられて
いるか。法令上の義務であれば、その根拠法令
と内容を、契約上課されている場合には、契約
の種別(例えば「秘密保持契約」「業務委託契
約」など)及び具体的に守秘義務を課し、あるい
は守秘義務の履行を確保する措置を講じた条項
の文言を示されたい。

二について

一 難民認定申請者の個人情報を知ることができ
る公務員が個人情報の秘密を守る義務は、どの
とがあるか。開示することがある場合、その
内規などとの基準があるか。ある場合、その具
体的内容を示されたい。

平成十七年七月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みづほ君提出難民認定申請者の
個人情報を対する守秘義務に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

定に關する事務を自ら所掌し、又は所屬する組織において所掌する法務省の職員は、行政機関個人情報保護法の規定にのつとり、その事務の遂行に必要な場合には、難民認定申請者の個人情報を知ることができる。例えば、法務省入国管理局総務課難民認定室は、法務省組織令第五十二条第五号及び法務省組織規則第十七条第二項第二号の規定により、また、同局審判課は、法務省組織令第五十四条第五号の規定により、それぞれ難民の認定に関する事務を所掌しており、これらの課及び室に所属する職員は、難民認定申請者の個人情報を知ることができる。

難民の認定に関する事務を自ら所掌し、又は所屬する組織において所掌する公務員は、行政機関個人情報保護法の規定にのつとり、その事務の遂行に必要な場合には、難民認定申請者の個人情報を知ることができる。例えば、法務省入国管理局は、法務省入国管理局の長との間で締結する通訳業務上知り得た・・・関係者に係る秘密を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならないと定めたものがある。

地方入国管理局の長との間で締結する通訳業務に関する契約において守秘義務を課す規定を置いている場合があるほか、地方入国管理局及び同支局（以下「地方入国管理局等」という。）において通訳を依頼するに当たり、誓約書を提出させることにより、又は口頭により、通訳業務上知り得た難民認定申請者は又はその関係者に係る情報を外部に漏らし、又は他の目的のために使用しないよう求めるようしている。

お尋ねの「平成十六年中の難民認定手続における通訳人の数及びそのうち契約を締結している人数」については、その調査の作業が膨大なものになることから、お答えすることは困難である。なお、法務省入国管理局においては、地方入国管理局等における出入国管理及び難民認定に係る諸手続に利用するため通訳人の名簿を作成しており、同名簿には平成十七年五月六日現在で六百七十五名を登載しているが、難民認定手続に関与する通訳人の大半は、同名簿に登載されている者から選任されている。

また、お尋ねの「通訳人との間で締結した契約の種別」及び「具体的に守秘義務を課し、あるいは守秘義務の履行を確保する措置を講じた条項の文言」について、これらを網羅的に調査するためには膨大な作業を要することから、お

答えすることは困難であるが、例えば、通訳及び翻訳業務に関する委託契約の契約書においては、行政機関個人情報保護法第八条の規定により保有個人情報の目的外三について

難民認定手続に關与する通訳人に対しては、入手する場合がある。

地方入国管理局の長との間で締結する通訳業務上知り得た・・・関係者に係る秘密を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならないと定めたものがある。

地方入国管理局の長との間で締結する通訳業務に関する契約において守秘義務を課す規定を置いている場合があるほか、地方入国管理局及び同支局（以下「地方入国管理局等」という。）において通訳を依頼するに当たり、誓約書を提出させることにより、又は口頭により、通訳業務上知り得た難民認定申請者は又はその関係者に係る情報を外部に漏らし、又は他の目的のために使用しないよう求めるようしている。

お尋ねの「平成十六年中の難民認定手続における通訳人の数及びそのうち契約を締結している人数」については、その調査の作業が膨大なものになることから、お答えすることは困難である。なお、法務省入国管理局においては、地方入国管理局等における出入国管理及び難民認定に係る諸手続に利用するため通訳人の名簿を作成しており、同名簿には平成十七年五月六日現在で六百七十五名を登載しているが、難民認定手続に關与する通訳人の大半は、同名簿に登載されている者から選任されている。

また、お尋ねの「通訳人との間で締結した契約の種別」及び「具体的に守秘義務を課し、あるいは守秘義務の履行を確保する措置を講じた条項の文言」について、これらを網羅的に調査するためには膨大な作業を要することから、お

て、「本契約に基づく通訳又は翻訳業務上知り得た・・・関係者に係る秘密を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならないと定めたものがある。

四の1について

御指摘の被収容者に係る個人情報については、被収容者本人の申出に基づいて第三者に伝えられる場合があるほか、我が国と外国との二国間で締約された領事条約等（以下「二国間領事条約」という。）の規定に基づく収容事実の通報、被収容者待遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）第三十二条の規定に基づく伝染病患者等に係る保健所への通報、同規則第四十二条第二項の規定に基づく死亡者に係る親族等への通知等として第三者に伝えられることがある。

四の2について

二国間領事条約に基づく通報等として被収容者に係る個人情報を被収容者の国籍国の政府機関に伝えた場合は、その記録を一定期間保存することとしている。また、お尋ねの事例の一つとしては、平成十五年九月十二日に収容したウズベキスタン人にについて、在日ウズベキスタン共和国大使館領事へ通報したことがある。

北朝鮮貨客船「万景峰九二」号に対する政府の対応等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年六月二十三日

参議院議長 扇 千景殿

白 真勲

北朝鮮貨客船「万景峰九二」号に対する政府の対応等に関する質問主意書

北朝鮮は、核保有を宣言し、拉致問題の早期解決に非協力的な態度に終始している。このような

状況下、「万景峰九二」号が、拉致被害者家族会のメンバーらが抗議する中、北朝鮮より新潟港に繰り返し入港している。

政府は、「万景峰九二」号につき、関係法令の遵守を徹底すべく立入検査等を徹底して行わなければならない。そして、それらの検査により法律等違反があつた場合には、今後、入港禁止等も含めた対応も真剣に検討されるべきであることは言及するまでもない。

以上の観点から、以下質問する。

一 「万景峰九二」号及びその積荷に関する検査について

「万景峰九二」号及びその積荷に関する検査についての検査は、どの機関が、どのような方法で行っているのか。各入港時の機関ごとの検査方法、検査に従事する平均人数と平均検査時間を示されたい。

また、積荷の不正持出阻止や船舶自体の安全性確保など「万景峰九二」号の法令遵守徹底のため、現在の検査体制で、十分であると考えるか。十分でないと考える場合、今後どのような対策をとるつもりか示されたい。

2 「万景峰九二」号自体の船舶及びその積荷について、平成十四年九月から現在までの間、法律上問題のある事例はあつたか。あつた場合には、その事例が問題とされた理由、その事例に対する政府の行政指導や処分等及びその結果について示されたい。

二 「万景峰九二」号の積荷に関する情報公開について

現在の北朝鮮の核及びミサイル開発に対する疑惑は、日本の安全保障に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。したがつて、「万景峰九二」号による日本から北朝鮮に対する違法な輸出はもちろんのこと、間接的にせよ結果的に軍事目的への転用のおそれがある物品の輸出は、たとえ合法的であれ、認められるべきではないと考える。さらに、北朝鮮政府は、国内の極めて深刻な食料不足を理由として、世界各国に食料支援を要請している。そのような状況の中、「万景峰九二」号に積まれている物品の中に高級食材が含まれているとすれば、北朝鮮政府の言動は著しく整合性を欠くものであると言わざるを得ない。

このような事情を考えると、「万景峰九二」号の積荷に関する情報は、世界的にも極めて重要な内容を含んでおり、情報の不開示は全く理解できるものではない。私は、こうした観点から、去る五月二十四日に「北朝鮮貨客船『万景峰』九二」号の積荷に関する質問主意書」(以下「前回質問主意書」という。)を提出し、六月三日に内閣から答弁書が送付されたが、その答弁内容に疑義があるので、改めて質問する。

1 前回質問主意書に対する答弁書において「答弁を差し控えたい」とある部分は、国会法第七十五条に規定する答弁義務を満たしていないと考へる。法的根拠を明らかにし、政府の見解を示されたい。

ると考えるか。法的根拠を明らかにし、政府の見解を示されたい。

2 答弁を差し控える事由の一つとして、「今後、正確な事実の把握を困難にし、税関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が挙げられている。

(1) 「万景峰九二」号の積荷の情報公開により、どのような「支障」が予想されるのか。具体的な事例にて示されたい。

(2) 税関事務に関する事由は、一般論として

は公正な見解であると理解する。しかし、北朝鮮の核、ミサイル開発疑惑などの諸問題、さらに長期化している拉致問題の解決

のため、「万景峰九二」号の積荷の情報公開

は、政府の断固たる姿勢を示す好機であ

り、国民の平和と安全の維持に有効な側面

があると考える。また、北朝鮮政府の食料

支援要請との整合性を検証するため、積荷

に含まれる食料の情報公開は、非常に重要

であると考える。情報公開による、多くの

拉致被害者とその家族を含めた日本国民の

生命と財産を守るために「努力」及び「日本

国の主権」並びに北朝鮮諸問題解決による

世界各国への「寄与」と、単なる一隻の特定

船舶の情報公開に関し「おそれ」に過ぎない

「支障」を比較した場合、どちらが優先されるべきか。政府の見解を示されたい。

3 答弁を差し控える事由として、さらに「船舶の所有者、輸出者等の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれ」が挙げられている。

(1) 「万景峰九二」号の「船舶の所有者」とはだれか、具体的に示されたい。

(2) 拉致被害者及びその家族の「正当な利益」と「万景峰九二」号の所有者及び積荷の輸出者等の「正当な利益」を比較した場合、どちらが優先されるべきか。政府の見解を示されたい。

三 「万景峰九二」号の積荷について

前回質問主意書と同様の趣旨により、五月三十日、六月四日及び六月十日の新潟港入港時の積荷について質問する。

1 通関時に把握している現金の件数、件別の金額及び総額を示されたい。また、検査などにより、違法な現金の持ち出しが発覚している場合、その件数、件別の金額と総額及びそれをに対する措置についても示されたい。

2 メロン、ワイン、霜降り和牛及びその他高級食材は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、購入先、価格等通関

時に把握している情報を示されたい。

3 電子電気製品は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、メーカー名、購入先、価格等通関時に把握している情

報を示されたい。

4 機械部品は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、メーカー名、購

入先、価格等通関時に把握している情報を示されたい。

四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に関する答弁について

前回質問主意書に対する答弁書によると、「政府として、万景峰九二号に対し特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づいた入港禁止措置をとることは、現時点においては考えていらない。」とされている。

1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条には、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき」に「入港を禁止する」とある。北朝鮮により国民が拉致され、ミサイルが日本海に向け発射されたという状況において、なぜ現時点において考えていない」と言えるのか。その理由について、具体的に示されたい。

2 政府が考える「必要があると認めるとき」とは、いつであるか。具体的に示されたい。

右質問する。

平成十七年七月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰

九二」号に対する政府の対応等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰九二号に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

万景峰九二号の船舶及び積荷についての検査は、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が相互に連携しながら実施している。

財務省においては、万景峰九二号の入出港の都度、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百五条の規定に基づき、入港時には二十名程度の税關職員による一時間から二時間に及ぶ船内

検査を、出港時には三名程度の税關職員による三十分から一時間に及ぶ船内検査を実施している。また、輸出入貨物については、エックス線

検査装置等による検査を実施しているが、検査に要する人数や時間は、貨物量等により異なっている。

農林水産省においては、万景峰九二号の積荷のうち、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一百六十六号。以下「家伝法」という。)第三十七条第一項に規定する指定検疫物について、家伝法第四十条及び第四十一条の規定に基づき、動物検疫所新潟空港出張所の家畜防疫官が目視により輸入検査を実施している。検査に従事する人数は平均で二名、検査に要した時間は平均で五十五分である。

また、当該積荷のうち、植物については、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第八条の規定に基づき、横浜植物防疫所新潟支所の植物防疫官が目視により輸入検査を行っている。検査に従事する人数は平均で三名、検査に要した時間は平均で五十五分である。

経済産業省においては、安全保障上の観点から貨物の輸出を規制しており、万景峰九二号の積荷について、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一

た食品等の現物確認及び理化学的、微生物学的その他の検査に供するための食品の収去を実施しており、現物確認及び収去に要する時間は、三十分程度である。検査は、収去した食品が交付される横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター、成田空港検疫所検査課及び東京検疫所検査課において実施している。検査に要する時間は、添加物、微生物等の検査項目によって異なる。

三十程度ではあるが、北陸信越運輸局の外埠にて立入検査(以下「PSC」という。)を実施しており、これに従事する人数は平均で十三名、検査に要した時間は平均で六時間五十分である。

また、海上保安庁においては、万景峰九二号の入出港の都度、法令違反の有無について確認するため、入港時には二十名程度から四十名程度までの規模で一時間から二時間に及ぶ立入検査を、また、出港時には五名程度から十名程度までの規模で三十分から一時間に及ぶ立入検査をそれぞれ実施している。

各省が実施しているこれらの検査については、各法律の規定に基づき適切に実施されることから、当面、現在の検査体制で十分であると認識しているところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

一の2について

平成十四年九月から現在までの間、法律上問題のあつた事例は、次のとおりである。

厚生労働省においては、万景峰九二号が平成

十四年九月四日及び平成十五年十二月三日に入港した際の積荷から、それぞれ食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく基準又は規格に適合しない食品を確認したことから、食品衛生法違反通知書を交付するとともに、積戻し又は廃棄を指示し、その結果、当該食品については、それぞれ全量廃棄、全量積戻しが行われた。

農林水産省においては、万景峰九二号が平成十五年八月二十五日に入港した際の積荷から、家伝法第三十六条第一項第一号の規定に基づき輸入が禁止される禁止品を確認したことから、当該禁止品の焼却又は返送を指示し、その結果、当該禁止品については、全量返送された。

また、同年十一月十八日に入港した際の積荷から、植物防疫法第五条の二第一項に規定する検疫有害動植物が付着した植物を確認したことから、植物防疫法第九条第一項の規定に基づき、当該植物の消毒を命じ、その結果、消毒が行われた。

国土交通省においては、万景峰九二号が平成十五年八月二十五日に入港した際にPSCを実施し、船舶安全法第二条第一項又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下「旧海防法」という)第五条第一項の規定に適合しな

い設備のうち、航行の安全及び海洋環境の保全に対しても重大な危険を及ぼすおそれがあるものについて、船舶安全法第十二条及び旧海防法第十七条の十七の規定に基づき是正を命じ、出港前及び同年九月四日の次の入港時には是正を確認した。

また、平成十五年八月二十五日、平成十六年四月二十六日、同年七月十四日及び平成十七年五月十八日に入港した際のPSCでは、航行の安全及び海洋環境の保全に対して支障のない程度の軽微な不具合が確認されたものについて、

船長に改善を指導した。

さらに、海上保安庁においては、万景峰九二号が平成十五年九月五日に出港する際に、船長が同船の旅客の最大搭載人員(二百二十人)を三十五人超えて旅客を搭載していた事実があつたため、同月十七日に船舶安全法違反(最大搭載人員超過)容疑で船長を新潟区検察庁に書類送致した。

なお、財務省及び経済産業省においては、現時点において把握している限り、法律上問題のある事例はない。

二の1について

先の答弁書(平成十七年六月三日内閣参質一六二第二一号)において「答弁を差し控えたい」としたのは、お尋ねの品名、価格等を公にすることにより種々の弊害が生じるおそれがあるこ

二の3の1について

拉致問題は、我が国の国民の生命と安全にかかる重大な問題であり、政府としてもその解決に向け取り組んできている。他方、万景峰九二号による北朝鮮への貨物の輸出については、関係法令に基づき適正に行われる限り、適法で

あり、その点で他の貨物の輸出と変わりはない

ので、その内容を公にするかどうかについても、同様に取り扱うことが適当であると考えていい。

二の2の1について

税関においては、輸出貨物について税関の事務の適正な遂行を確保するため、輸出者の申告や輸出貨物の検査などを通じて必要な情報を得ている。例えば、品名、価格、数量、取引先等の情報を公にした場合、輸出者の商取引の具体的な内容を他の業者が知り得ることから、輸出者がこれらの情報を税関に適正に申告しなくなるおそれがあり、税関事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

二の2の2について

政府は、北朝鮮に係る拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向け取り組んできていること及び船舶の所有者、輸出者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、具体的な事項をお示しすることには適當ではないと考えている。平成十七年五月三十日、同年六月四日及び同月十日の万景峰九二号の新潟港入港時に係る現金の持ち出しについては、現時点において把握している限り、法律上問題のある事例はない。

なお、新潟港において平成十七年五月に通関された北朝鮮向け輸出品の貿易額等については、肉類及び同調製品の輸出価額が三十八万二千円であること等を同年六月三十日に公表したところであり、また、同月に通関されたものの

二の3の2について

税関に提出された書類の万景峰九二号の所有者の欄には、「DAIZIN SHIPPING CO. PYONGYANG」と記載されている。

貿易額等については、同年七月末に公表する予定である。

四について

官報 (号外)

政府としては、北朝鮮から拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた前向きな対応を得るために、いつどのような対応をとるべきかについて、諸要素を総合的に勘案しつつ検討している。御指摘の特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百二十号)第三条は、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。」と規定しているが、同条の規定に基づいた入港禁止措置をとることを含め、なお、現時点においては、入港禁止措置をとることは考えていない。

日本におけるリバースモーゲージは、一九八一年の東京都武蔵野市の福祉資金貸付条例に基づく信託銀行など民間金融機関も一九八〇年代半ばから融資を開始するとともに、昨今は一部の住宅メーカーも自社の顧客を対象にした貸付サービスを開始している。

我が国においても、二〇〇一年には住宅金融公庫が行う高齢者の建て替え融資に関して、リバースモーゲージの手法を応用した償還方法が可能になるとともに、二〇〇二年一二月には厚生労働省の肝煎りで長期生活支援資金の貸付制度が開始され、都道府県社会福祉協議会が対象を低所得者に絞つたりバースモーゲージを実施しているところである。

しかし、これら我が国のリバースモーゲージの諸制度は、利用に当たつての要件が厳格なことや、融資に係るリスクの保障システムが整備されていないこともあり、アメリカの代表的なリバースモーゲージであるHECMの二〇〇三年度の新規契約が一万八千件であることと比較して、普及の度合いは雲泥の差があるのが現状である。

昨年の年金法改正に伴う給付の引下げにより、公的年金のみで退職後の生活を維持することは極めて困難となっていることからみれば、高齢者が自ら保有する資産を活用して、安心できる老後を過ごせることを可能とするリバースモーゲージは、我が国において今後ますます重要な役割を担っていくべきものと考えている。

リバースモーゲージの普及促進は喫緊の重要課題であり、そのため効果的な施策を政府としても速やかに行う必要があるとの立場から、以下質問する。

一、リバースモーゲージは、フローに乏しい者のストック活用という自助・自立の観点に加え、利用者にとっては、住宅の売却とは異なり、引き続き住み慣れた住宅に居住し、コミュニティとの関わりも継続できるというメリットも有している。また、住み替え型のリバースモーゲージにあつては、高齢期に世帯人員に適した住宅に安心して生活することを可能とともに、結果として不動産の流動化を促進する効果も併せ持つている。このようなりバースモーゲージの重要性に関する政府の認識を明らかにされたい。

二、政府は、我が国における潜在的なリバースモーゲージ利用希望者が、六五歳以上の高齢者の中で、どの程度の比率を占めると考えるか。また、我が国のリバースモーゲージが、仮にアメリカ並みの普及率になつた場合、その経済効果についてはどのように試算しているか。

六、リバースモーゲージを利用した場合、担保となる不動産の残存価値は実質的に減少しているにもかかわらず、固定資産税は資産評価額そのものに対する課税となつていて、有識者からは、リバースモーゲージの普及促進に向けて、固定資産税算出ベースを残存価値に連動させ、課税対象を不動産の残存価値にすることができ特例の創設を検討すべきとの声も寄せられて

質問主意書及び答弁書

問主意書

リバースモーゲージの普及促進に関する質問主意書

件数は制度創設二年半時点の実績として十分なものかどうか政府としての評価を示されたい。

四、二〇〇二年一月三一日の参議院予算委員会で、当時の坂口厚生労働大臣は、マンションについてもリバースモーゲージの対象とすることに關し、「十分に検討させていただきたいと思つております」との答弁を行つてはいる。厚生労働省が、どのような検討を行つたかを明らかにされたい。

四について

リバースモーゲージの普及促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年六月二十三日

津田弥太郎

参議院議長 扇 千景殿

いるが、政府の見解を示されたい。

七、二〇〇三年一〇月一日の衆議院予算委員会で、当時の石原国土交通大臣は、「リバースモーゲージは少子高齢化社会の中でも有益な制度だと私も思いますので、国交省としても、いろいろ御指示をいただいて普及に努力をさせていただきたいと考えております」との答弁を行っている。国土交通省が、リバースモーゲージの普及に関し、具体的にどのような努力を行ったのかを明らかにされたい。

八、言うまでもなく日本におけるリバースモー

ゲージの普及を阻んでいる最大の要因は、不動産価格下落リスク、金利上昇リスク、長生きリスクという融資主体側の三大リスクへの対応が不十分なことである。既に一九九七年一〇月一日の衆議院本会議において、当時の橋本内閣総理大臣が「不動産の価格変動あるいは担保切れのリスクなどの問題があるようでありまして、今後さらに検討をしていく必要はあると考えております」との答弁を行っているものの、依然として目に見える成果が上がっていない。

A(連邦住宅庁)を保険者とした保障システムが整備されており、融資主体側の三大リスクのみならず、融資機関の倒産や融資金不払い等の利用者側のリスクについても一〇〇%カバーされている。このことが民間金融機関の参入を容易にし、利用者に安心感を与え、制度の普及促進の原動力となっていることは論を待たない。

こうした保険機関を新たに立ち上げるに當

たっては、不動産価格下落リスク及び金利上昇リスクが個々の事業者では回避困難なシステムティックリスクであることに加え、一定規模の保険料をプールする必要があるため、民間のみで直ちに保険機能を整備することは極めて困難である。将来的にマーケットが成熟化すれば、保険機関そのものを民間に移行することも可能であるが、少なくとも当初段階においては、公的機関がその役割を担うべきと考える。政府の見解を示されたい。

九、内閣府においても、過去に「家族とライフスタイルに関する研究会」でリバースモーゲージに関する議論がなされていると承知している。リバースモーゲージの普及促進については、これまで指摘してきた事項以外にも、中古住宅評価システムの整備と中古住宅市場の活性化、利用者への利用前のカウンセリング機能の整備、成年後見制度との連携なども課題として挙げられており、従来の省庁の縦割りによる対応ではなく、内閣府が関係省庁が参加する横断的な検討機関を設置して、早急に議論を行うことが不可欠と考える。政府の見解を示されたい。

また、リバースモーゲージの普及促進策を真に実効あらしめるためには、特別立法の制定も視野に入れる必要があるものと考えられるが、これについても、政府の見解を示されたい。

右質問する。

三について

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員津田弥太郎君提出リバースモーゲージの普及促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

長期生活支援資金貸付制度を実施している各都道府県社会福祉協議会において資金の貸付けの決定が行われた件数の合計は、平成十七年五月三十一日現在、二百九十六件である。

これまでの間、当該制度が実施されている都道府県数の増加に伴い、貸付件数も着実に増加してきているものと考えており、引き続き、当該制度の普及に努めてまいりたい。

四について

長期生活支援資金貸付制度では、資金の借入申込者が現に居住している建物及び土地を担保物件とし、当該土地の評価額に基づき貸付けに係る限度額を設定することとしている。御指摘により一括して返済する仕組みであるが、高齢者が住み慣れた住宅又はそのニーズに適した住宅に住みながら、十分な介護サービス等を受けることができるなど安定した生活を送ることを可能とする点において、有意義な仕組みであると考えている。

六十五歳以上の高齢者に占める「潜在的なりバースモーゲージ利用希望者」の比率については、把握しておらず、また、「アメリカ並みの普及率になつた場合」の経済効果についての試算は、行つていないところであるが、リバースモーゲージに係る官民の役割分担の在り方も含め、リバースモーゲージに関する課題について五について

長期生活支援資金貸付制度は、本人の収入のみでは生計が困難な低所得の高齢者世帯の自立を支援することを目的としており、子と同居している場合には、貸付期間中にその収入からの支援が得られることが想定されることなどか

ら、借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくはその配偶者の親以外の同居人がいないことを貸付けの要件としているものであり、借入申込者が子と同居している場合に貸付けを行つてこそ

や管理状況が価格査定に適切に反映できるよう、その改訂を指導するなど、中古住宅市場の条件整備を進めている。

度を確立し、その実施に努めることは極めて重要である。

の機会が奪われることは、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であるとの認識から、以下質問

する

また、御指摘の「税制優遇措置」としてどのようなものを想定しているか明らかではないが、

現にその住宅に居住していない子が当該住宅を相続し、処分した場合について税制上の優遇措置を講ずることは、居住用財産でない通常の財産の処分に対する税制上の優遇措置を講ずることであり、適当でないと考える。

固定資産税は、対象資産の所有者に対して、

三該資産が有する価値に応じて譲さるべきものであり、当該資産について担保権を設定し、融資を受けるなどの所有者の個別の事情によつて税負担に差を設けることは、課税の公平の観点から適当でないと考える。

について

国土交通省では、住宅金融公庫が実施する、持家のバリアフリーアクセス等の費用について融資を受けた者の死亡時に一括償還を認める制度を推進しているほか、リバースモーゲージによる融資の担保となる住宅が資産として適切に評価されるよう、住宅の質についての情報を提供する住宅性能表示制度の普及に努めるとともに、宅地建物取引業者が合理的な価格査定を行うためのマニュアルについて、中古住宅の質

九について
内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のような「関係各省庁が参加する横断的な検討機関」を設置することは適当でなく、また、御指摘のようないくつかの「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。
イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十七年六月二十七日

内閣府
内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のようないくつかの「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。
イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十七年六月二十七日

参議院議長 扇 千景殿 辻 泰弘
内閣府
内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のようないくつかの「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。
イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十七年六月二十七日

内閣府
内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のようないくつかの「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。
イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十七年六月二十七日

う、その改訂を指導するなど、中古住宅市場の条件整備を進めている。

九について

内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しておらず、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のような「関係各省庁が参加する横断的な検討機関」を設置することは適当でなく、また、御指摘のよくな「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。

九について
内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のような「関係各省庁が参加する横断的な検討機関」を設置することは適当でなく、また、御指摘のようないい「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書

や管理状況が価格査定に適切に反映できるよう、その改訂を指導するなど、中古住宅市場の条件整備を進めている。

九について

内閣府は、リバースモーゲージの普及促進に関する総合調整に関する事務を所掌しております、リバースモーゲージの普及促進については、関係省庁が、必要に応じて連絡を取りつつ、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じていることなどから、内閣府に御指摘のような、「関係各省庁が参加する横断的な検討機関」を設置することは適当でなく、また、御指摘のようない「特別立法」を制定する必要があるとは考えていない。

イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

度を確立し、その実施に努めることは極めて重要なことである。

以上のような立場に立つて、兵庫県と関係各市は、現在兵庫県内の駐屯地からイラクに派遣されている自衛隊員が、兵庫県知事選挙の投票（投票日は七月三日）を行えるよう、自衛隊員が選挙人名簿に登録されている各市の期日前投票所をイラク・サマワの宿营地に設置し、自衛隊の群長等を期日前投票管理者として管理執行すること、あるいはクウェートに期日前投票所を設置すること等、期日前投票制度を活用することにより、自衛隊員の投票の実現に向け、総務省などと調整を進めてきたところである。

度を確立し、その実施に努めることは極めて重要である。

の機会が奪われることは、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であるとの認識から、以下質問する。

一 現行の公職選挙法の規定により、イラク・サマワの宿営地に期日前投票所を設置し、自衛隊の群長等を期日前投票管理者として、管理執行することはできないか。

二 現行の公職選挙法の規定により、クウェートに期日前投票所を設置し、派遣自衛隊員が投票を行なうことはできないか。

三 イラク・サマワ、クウェートの期日前投票所の設置をいずれも不可とする場合には、その他の方法によって派遣自衛隊員が兵庫県知事選挙に投票を行うことはできないか。

一 現行の公職選挙法の規定により、イラク・サマワの宿營地に期日前投票所を設置し、自衛隊の群長等を期日前投票管理者として、管理執行することはできないか。

二 現行の公職選挙法の規定により、クウェートに期日前投票所を設置し、派遣自衛隊員が投票を行うことはできないか。

三 イラク・サマワ、クウェートの期日前投票所の設置をいずれも不可とする場合には、その他の方法によって派遣自衛隊員が兵庫県知事選挙に投票を行うことはできないか。

四 現行の法令上、イラク派遣自衛官の期日前投票が不可能であるとするならば、早急に法令を改正し、投票できるように措置することが必要であると考えるが、これに対する政府としての見解と方針を示されたい。

度を確立し、その実施に努めることは極めて重要である。

以上のような立場に立つて、兵庫県と関係各市は、現在兵庫県内の駐屯地からイラクに派遣されている自衛隊員が、兵庫県知事選挙の投票（投票日は七月三日）を行えるよう、自衛隊員が選挙人名簿に登録されている各市の期日前投票所をイラク・サマワの宿营地に設置し、自衛隊の群長等を期日前投票管理者として管理執行すること、あるいはクウェートに期日前投票所を設置すること等、期日前投票制度を活用することにより、自衛隊員の投票の実現に向け、総務省などと調整を進めてきたところである。

しかしながら、期日前投票所を国外に設置することの法的可否についての照会に對して総務省は、「公職選挙法上、想定していない」と理由として、「不可」との回答を示し、また、自衛隊側は「総務省ができると言わない限り動けない」との意向を示している。そのため、投票実施に向けて最低限必要となる、イラクに派遣されている自衛隊員の名前・住所地リストの提供等の協力が得られず、各市とも具体的な準備に入れない状況が続いている、このままでは約三五〇人にも及ぶ自衛隊員の投票ができなくなるおそれがある。

PKOやイラク復興支援などのために、海外で活動する自衛隊員が、政府の命令により日本を離れ任地に赴いたにもかかわらず、当然に予想され事態への対応が何ら尽くされないままに、投票

一 現行の公職選挙法の規定により、イラク・サマワの宿營地に期日前投票所を設置し、自衛隊の群長等を期日前投票管理者として、管理執行を行うことはできないか。

二 現行の公職選挙法の規定により、クウェートに期日前投票所を設置し、派遣自衛隊員が投票を行うことはできないか。

三 イラク・サマワ、クウェートの期日前投票所の設置をいずれも不可とする場合には、その他の方法によつて派遣自衛隊員が兵庫県知事選挙に投票を行うことはできないか。

四 現行の法令上、イラク派遣自衛官の期日前投票が不可能であるとするならば、早急に法令を改正し、投票できるように措置することが必要であると考えるが、これに対する政府としての見解と方針を示されたい。

官 報 (号 外)

参議院議員辻泰弘君提出イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現行の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定は期日前投票所を国外に設けることを前提としていないことから、期日前投票所をイラク又はクウェートに設けることはできない。

三について

一時的に国外に滞在する選挙人が地方選挙の投票を国外で行う方法としては、船員である選挙人が船舶内で行う不在者投票しかなく、この方法によって投票することができない自衛隊員は、国外で投票を行うことはできない。

四について

国外に派遣された自衛隊員の投票機会を確保することは重要な課題であると認識しており、選挙人間の公平や選挙の公正の確保に留意しつつ、慎重に検討してまいりたい。

官 報 (号 外)

平成十七年七月八日 参議院会議録第二十九号

第明治
三二十一
種郵便
物認可
日

発行所
二東京一 獨立番都〇
行政四号港五 法區一虎八
法人國立ノ四 門四印二五
立印刷丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 (本体 一一〇円)